

特報 1
特報 2
特報 3

今後の消防体制のあり方について(中間報告)..... 4

平成18年度予算(案)..... 8

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に..... 10
 関する検討会の開催

平成18年2月号 No.419

巻頭言 地震時の大火に備える

Report

「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」報告書..... 12
 ～事業所の防災協力を促進するための環境整備を提言～

平成17年(1月～9月)における火災の概要(概数)..... 16

平成18年春季全国火災予防運動..... 18

TOPICS

救助技術専門家をタイ王国へ派遣..... 20

国際緊急援助隊員に対する外務大臣感謝状授与式..... 22
 ～パキスタン・イスラム共和国で発生した地震災害における国際緊急援助活動～

消防団啓発ポスター及び消防団入団促進・メールマガジン普及促進パンフレットの作成について..... 23

緊急消防援助隊情報

平成17年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について..... 24

消防通信～北から南から

徳島県 徳島市消防局「地域の安心・安全を目指して」..... 26

消防通信～望楼

大和市消防本部(神奈川県)／小松市消防本部(石川県)..... 27
 松山市消防局(愛媛県)／田川地区消防本部(福岡県)

消防大学校だより

NBC災害対策教育について..... 28
 幹部研修科第40期・火災調査科第10期成績優秀者

広報資料(3月分)

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ..... 29

INFORMATION

「消防防災科学技術研究推進制度」における平成18年度研究開発課題の募集..... 30

12月の主な通知／広報テーマ(2・3月分)..... 31



地震時の大火に備える



独立行政法人 消防研究所 理事長 室崎 益輝

消防の近代化や常備化が進んだわが国にあって、なお地震時の都市大火は避けることができない。確かに、消防科学技術の進歩と消防関係者の努力によって、強風時の都市大火については、ほぼ100%克服したといってよい状況にある。今年「酒田大火」の30周年であるが、この酒田の大火以降において強風大火は1件も発生していない。しかし、地震時の都市大火については、阪神・淡路大震災の事例を引き合いに出すまでもなく、とてもその危険を克服したといえる状況にはない。劣悪な木造密集市街地が放置されている限りは、今後とも地震時の大火の洗礼を覚悟しなければならないのである。

ここに、国の中央防災会議が発表した、来るべき首都直下地震の被害想定がある。これを見ると、最悪の場合は火災によって、数十万棟の建物が焼失し、数千人の命が奪われることになる。ここで留意すべきは、市街地大火が生じた場合、家屋の倒壊で死亡する人数より家屋の炎上で死亡する人が多くなる、ということである。さらに老婆心ながらこの結果に補足すると、火災被害の想定は誤差の幅が非常に大きく、1桁程度のズレは覚悟しなければならず、関東大震災と同じように数万人の死者が出ることで起こりうる。関東大震災時以上に広範囲に連続している木造市街地の状態を見れば、それは肯けることである。

となると、倒壊死を防ぐための耐震補強対策も大切であるが、それ以上に火災死を防ぐための大火抑止対策が大切だ、ということになる。この大火抑止の対策では、何よりも市街地の不燃化などの面的整備が欠かせない。ということで、中央防災会議などの減災戦略においても、面的整備が大きな柱として掲げられてはいる。がしかし、そのリアリティということでは、ほとんど期待できないのではないか。大震災の後でも不燃化や難燃化が達成されないのに、地震の前にそれが達成できるとはとても考えられない。ということで、ここは出火防止と初期鎮圧に焦点を絞って、果敢に大火の防止に挑戦するしかない。

そこで何よりもまず、出火件数軽減のためのアクションプログラムを作成し、火災件数を10年以内に半減する取り組みに着手することである。当然ここには、自動回復による通電火災を防止する技術開発も含まれよう。家庭での火気器具とその使用環境の改善の取り組みも大切である。無論、地震火災をも想定した住宅用スプリンクラーの開発と普及も忘れてはならない。ところで、こうした出火防止の取り組みにも拘わらず、炎上火災の発生は避けられない。そこで、二の矢としての市民力による鎮圧態勢の強化が必要になってくる。この場合、昔ながらのバケツリレーしかないというのでは、あまりにお粗末である。消火や鎮圧は、人と機械と水の3つがあってなしう。人にばかり力を入れるのではなく、機械と水にも力を入れて、最新の装備と技術で初期消火に立ち向かいたいものである。

消防の動き



平成18年
2月号

No.419

- 今後の消防体制のあり方について（中間報告）
- 平成18年度予算（案）
- 武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会の開催



今後の消防体制のあり方について（中間報告）

消防・救急課

1 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会について

近年多様化・大規模化する災害・事故に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防体制の更なる充実強化を図る必要があるとの問題認識のもと、「今後の消防体制のあり方に関する調査検討会」が開催され、今後の消防体制のあり方について検討が行われた。

同検討会においては、平成17年10月19日の第1回会合以降計4回にわたって精力的な議論が重ねられ、今般消防の広域化に関する論点を中心として中間報告がなされた。以下その内容を概説する。

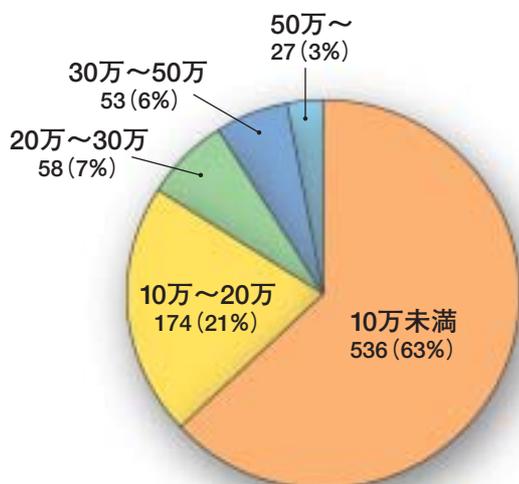
なお、同検討会は引き続き今後の消防体制のあり方について検討を行い、平成18年半ばを目途に最終報告をとりまとめる予定である。

2 消防広域化に関する基本的な考え方

これまで消防庁においては、小規模消防本部が、初動体制の確保や統一的な指揮の下での効果的な増援体制、消防本部の組織の活性化などの点から問題点を有することが多いとして、消防本部の広域化を推進してきたところである。

この取り組みの結果、一定の成果を得たところである

図1 管轄人口規模別消防本部数（平成17年4月1日）



※ 全消防本部数 848本部

が、管轄人口10万未満の小規模消防本部が未だ全体の6割を占めるなど、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。（図1）

これを職員数の規模で考えると、一般的に消防本部の職員数は概ね管轄人口の1000分の1であることから、管轄人口10万未満の小規模消防本部の職員数100名未満となることが多い。さらに消防職員はその大半が交替制勤務を行っており、特に休日や夜間にはその3分の1～4分の1程度の人員しか常駐しないため、消防本部の体制として種々の点で非常に脆弱であることを否めない。

近年、災害・事故の多様化・大規模化等消防を取り巻く環境は変化しており、これらに的確に対応するためには、個々の地域に配置されている消防署所の体制については引き続き充実強化を図る一方で、消防本部についてはその規模を大きくすることを通じてその機能を高度化していくことが求められている。

については、今般市町村合併に一定の目処がついたところで、新たに各都道府県・市町村において今後の消防体制のあり方を議論するための枠組みを準備することが必要である。

また、今後の長期的な展望では、日本の将来人口は減少することが予想されており、一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。これに伴い、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団の団員確保にも大きな支障が生じ、担い手不足に陥ることが懸念される。よって、このような人口減少の影響からも、常備消防の更なる広域化・大規模化による消防体制の充実強化は不可避であると考えられる。

3 今後の消防体制のあるべき姿

(1) 消防本部のあるべき姿の検討

これまでの広域化の実績を踏まえた上で、今後着実に広域化を推進するためには、広域化の目標となる消防本部の規模について、一定の目安をおいて取り組むことが適当であることから、それを各般の観点から分析した上で、総合的にどの程度の規模が適当であるかを検討した。

(2) 広域化のメリット

消防本部のあるべき姿を検討する前提として、まず消防広域化を実施することによるメリットについて、中間報

告においては下記のとおり言及している。(図2)

① 住民サービスの向上

消防広域化による一番のメリットは住民に対するサービスの向上である。

まず、災害に対する初動対応の観点からは、広域化により一の消防本部が保有する部隊が増えるため、多数の部隊の統一的運用による効果的な災害対応が可能となる。

また、広域化により本部全体の職員数が増加するとともに、総務部門や通信指令業務の一元化による効率化で、住民に対する消防サービスを直接担当する部門の職員を増強することができる。これにより消防隊の増強はもとより、特に近年著しく高度化している予防業務や救急業について、担当職員の専門化や専任化が進展することが考えられ、より質の高い消防サービスの提供が可能となる。

さらに、消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署所の適正配置が容易となり、現場到着時間の短縮等の効果が期待される。

② 消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化

また、本部機能の一元化による業務の効率化や消防施

設・設備の計画的な整備の推進、重複投資の回避等により、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供が可能になる。

例えば、①で述べたとおり総務部門や通信指令業務の一元化による効率化が期待されたり、あるいは高機能な指令設備を効果的に運用することが可能となる。

また、広域化により財政規模が拡大するため、小規模な消防本部では整備が困難な高度な車両等の計画的な整備が可能となる。

さらに、広域化によって職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になることや、職務経験の不足や単線的な昇進ルートの解消が期待できるなど、組織管理の観点からもメリットが多い。

(3) 今後の消防本部のあるべき姿

以上のようなメリットがあることを考慮し、各般の観点から消防本部のあるべき姿の目安を検討した結果、中間報告においては、今後の消防体制のあるべき姿について、下記のような結論に至った。

すなわち、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましいが、未だ管轄人口10万未満の小規模消防本部が全体の6割を占めている現状を踏まえつつ、消防体制の更なる充実強化や高度化を図るための現実的な目安を求めるとすれば、以上の検討から、管轄人口の観点からいけば30万規模以上をひとつの目安とすることが考えられる。

もとより、島嶼部などの地理的条件、交通事情、日常生活圏、地域の歴史、管轄面積の広狭、人口の密集度等の地域事情にも十分に配慮する必要があると考えられる。また、既存の消防広域化基本計画に基づいて広域化を実施した市町村についても配慮が必要であると考えられる。各都道府県や市町村においては、これらの地域の事情に十分配慮しつつ、広域化を実施することが望ましい。

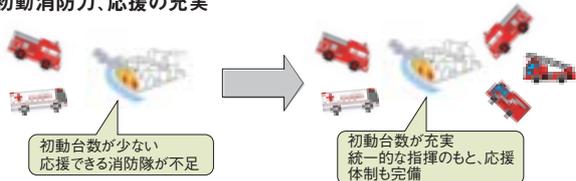
4 広域化を推進するための方策

以上の分析を踏まえ、消防広域化をより一層推進していくためには、消防広域化に関する立法措置を講じ、広域化における都道府県の役割を明確にするとともに、消防広域化に関する関係者の議論の枠組みを準備することが必要と考えられる。また、併せて広域化する場合の財政支援措置についても今後検討することが必要と考えられる。

消防広域化は、消防体制の整備・確立のため、不断に

図2 広域化によるメリット

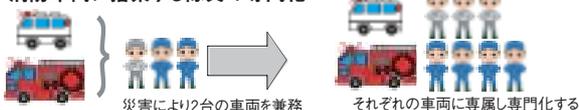
1 初動消防力、応援の充実



2 現場で活動する消防隊員等の増強



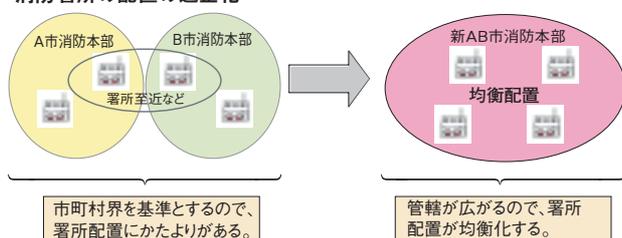
3 消防車両に搭乗する隊員の専門化



4 高度な消防資機材の整備



5 消防署所の配置の適正化





取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの広域化の実績を踏まえた上で、今後着実に広域化を推進するためには、当面、後述する基本指針において、一定の期限を区切って取り組むことが必要と考えられる。

その際のひとつの目安として、平成18年度前半に基本指針、平成18年度後半から平成19年度に後述する推進計画を策定し、その後5年程度であるべき姿の実現を目指すことが考えられる。

○立法措置を講じることが適当と考えられる事項

中間報告において、立法措置を講じることが適当とされている事項は以下のとおりである。(図3)

- ・消防庁長官が、市町村の消防の広域化を推進するための基本指針を定め、それに基づいて都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるものとする。
- ・広域化対象市町村は、消防広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成するものとし、その場合に地方自治法上の協議会を設ける場合は、議会の議員、市町村长、学識経験者等を会長及び委員として加えることができるものとすること。
- ・都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化を推進するために必要な助言等の措置を講じるものとし、広域化後の消防の円滑な運営の確保

に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、消防組織法第20条の2に基づいて、消防広域化の協議の推進に関し広域化対象市町村に対して勧告を行った場合、当該勧告の実効性を確保するための措置を講じること。

- ・広域化対象市町村が消防広域化推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

5 広域化に当たり留意すべき事項

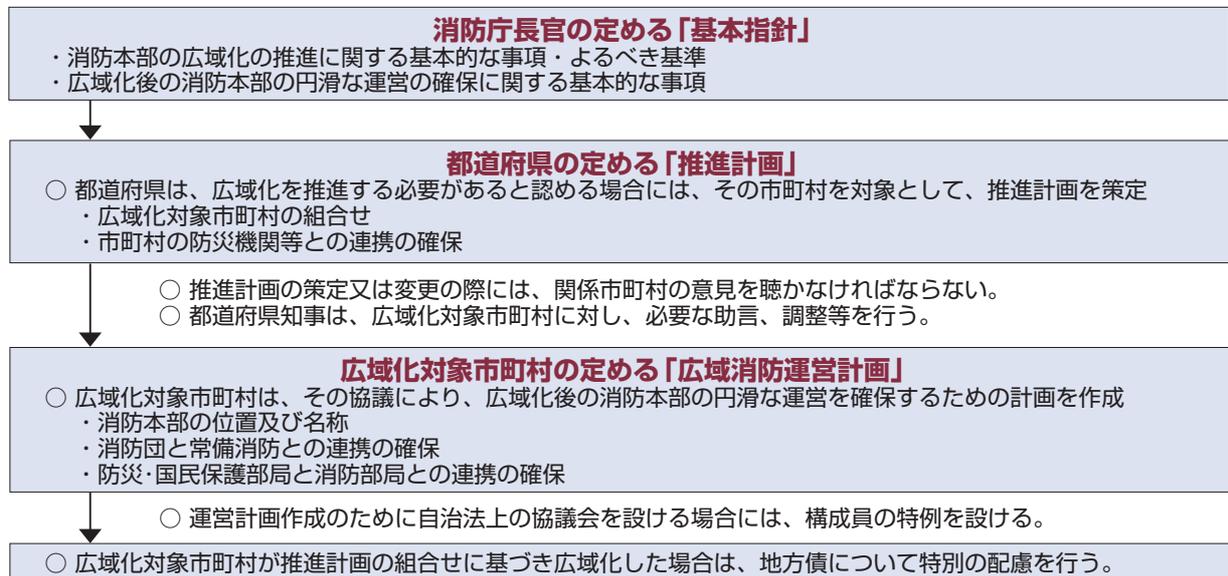
(1) 広域化後の体制の整備

消防の広域化が行われても、それに対応する出動体制等が十分整備されない結果、部隊運用や事務処理等が依然として広域化前のレベルにとどまり、広域化の効果を十分に発揮できないケースも生じうる。こうしたことがないよう、市町村が、消防広域化に関する計画を作成する等広域化の検討・協議を行う段階で、広域化後の出動体制についても十分検討・整備することで、一元的・効果的な出動体制を確保することが必要である。

また、事務委託方式や組合方式によって広域化する場

図3 市町村の消防の広域化に係る法的スキーム(案)

- 背景：小規模な消防本部では、様々な問題を抱えており、必ずしも十分な消防力を備えていない。これまでも消防本部の広域化を進めてきたが、いまだ小規模な消防本部が全体の3分の2を占めており、さらに積極的に広域化を進める必要がある。
- 以上のことから消防組織法を改正し、消防本部の広域化の推進に係る規定を追加する。



合にあっては、関係市町村の議会や住民から消防事務に対するチェックが十分に行われないことがありうるため、関係市町村相互の意思疎通や責任の所在の明確化に特に意を用いる必要がある。

(2) 防災・国民保護部局との連携・協力

消防の広域化が進展すると、現在よりも委託・組合方式を採用するケースが増えることが想定されることから、防災・国民保護業務を担当する市町村首長部局と消防部局との連携・協力をこれまで以上に強化することが必要となると考えられる。

防災・国民保護業務は基本的には各構成市町村で実施すべきであるという前提に立った上で、防災・国民保護部局と委託・組合方式の消防本部の緊密な連携方策の確立が必要と考えられる。

具体的には、

- ・ 夜間・休日等における防災業務等のうち、初動時の連絡体制に限定して消防機関に事務を委託
 - ・ 関係市町村長及び危機管理監と委託・組合消防による協議会の設置
 - ・ 消防署が主体となった構成市町村との連携
 - ・ 防災・国民保護部局と委託・組合消防との人事交流
- 等であり、以上のような連携方策を、消防の広域化に関する計画の中に盛り込んで、その体制の確立を図ることが必要である。

(3) 消防本部を広域化する場合の消防団のあり方

消防団は、地域に密着した消防防災活動を実施するという特性上、その広域化は行わず、引き続き構成市町村単位での設置を維持すべきと考えられる。その前提で両者の連携の確保が必要である。具体的には、

- ・ 連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村の消防団と当該市町村の区域に存する消防署所との連携の強化
- ・ 常備消防と消防団の連絡通信手段の確保

等により、広域化された常備消防と各構成市町村できめ細かい対応をしている消防団が有機的に結びついて活動することで、地域密着性を維持しつつ、広域的な災害にも的確に対応することが可能になると考えられる。

(4) 住民サービスの更なる向上

消防署所の設置については、消防力の整備指針に基づ

き市街地の人口規模によって設置されているため、市街地が変化しない限り、消防が広域化したとしても、基本的には減少しない。広域化によって、それまでの管轄区域に偏りがみられた署所について、その管轄区域が見直される場合等においても、それは当然住民サービスの向上という観点から行われることになるものである。

(5) 消防本部の広域化と消防救急無線の共同化・広域化及び指令業務の共同運用との関係

消防救急無線の共同化・広域化及び消防指令業務の共同運用に関しては、平成17年7月15日付けで消防庁次長通知が示されており、その中で平成18年度中の計画策定を求めるとともに、消防本部の広域化との関係については、あらためて方針を示す予定であるとしていることから、両者の関係について以下のとおり整理されている。

① 消防救急無線

消防救急無線のデジタル化については、財政的な制約から、各消防本部で単独整備することは厳しい状況である。

消防救急無線については、あくまでハードの整備の問題であり、より広域で整備することで整備費用の節減が図られることから、原則として都道府県域を1ブロックとして整備することが望ましい。ただし、無線の伝播状況等は地形に大きく依存するため、地理的又は地形的な事情への配慮も必要である。

② 指令業務

指令業務のエリア拡大についても、財政的な観点から考えると、より大きなエリアで実施することが望ましいが、その場合においても、部隊運用が各消防長の適正な統括の下に実施されることを確保しつつ実施することが望ましい。

このような考え方の下で、今後一定の期間に消防本部の広域化が実現する場合には、指令業務も少なくともその範囲で一元化され、一定程度の指令業務のエリアの拡大が達成されることとなる。

については、まず上記通知に基づく指令業務の共同運用についての検討を進め、各都道府県における大まかな方針について議論を重ねることが必要であり、その後、消防本部の広域化に関する消防庁の基本指針が示されるのを受けて具体的な消防本部の広域化のエリアの画定と指令業務の広域化のエリアの画定を行うこととなる。

なお、その結果として、指令業務のエリアの拡大と消防本部の広域化のエリアが一致する場合もある。

いずれにせよ、上記については各都道府県及び消防本部の実情に応じて判断することが望ましい。



平成18年度予算(案)

総務課

1 国の予算の概要

政府は、平成17年12月24日、平成18年度の一般会計予算の政府案を閣議決定しました。

政府案は、前年度同様の歳出改革路線を堅持・強化し、一般会計歳出及び一般歳出について前年度の水準以下に抑制する一方、予算の内容については、あらゆる分野にわたり歳出を見直した上で、重要施策へ重点的に予算配分が行われております。

また、予算編成過程においては、「改革続行内閣」にふさわしい予算として、三位一体の改革による補助金の削減、総人件費改革等が推し進められています。

これらの結果、一般歳出については17年度に引き続き、2年連続で減額の46.4兆円(△1.9%)、これに国債費及び地方交付税交付金等を加えた一般会計歳出全体の規模は、総額79.7兆円(△3.0%)となり、平成10年度予算以来8年ぶりに70兆円台となっています。

2 消防庁の予算の概要

消防庁予算の総額は142.3億円、対前年度比△27.1%となっています。

まず、消防補助負担金については、三位一体の改革で、緊急消防援助隊に係るものを除く設備補助金(38.2億円)及び施設補助金の一部(5.0億円)が廃止、一般財源化されたこと等により、全体で85.8億円となっており対前年度比で46.9億円の減額(△35.4%)となっています。

このように補助金等が大幅に削減される中、緊急消防援助隊の整備に係る補助金については、前年度の水準を維持した50.0億円を確保するとともに、18年度以降の3年間で緊急消防援助隊の登録隊数を現在の約3,000隊規模

から4,000隊規模へ増強するために計画(緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画)を変更し、大規模災害等の際の迅速かつ確な対応体制の強化を図っています。

次に、消防補助負担金以外の事業費等については、56.6億円となっており、対前年度比で6.1億円の減額(△9.7%)となっています。

主な事業では、特別高度救助隊に係る資機材(ウォーターカッター(※1)及び大型プロアー(※2))の整備に要する経費3.0億円や消防大学校における幹部教育体制の充実強化を図るためのeラーニングシステムの構築に要する経費0.9億円等について予算措置されています。

※1 高圧の水流と研磨剤の混合により切断を行う資機材。火花が出ないことから、危険物、可燃性ガス等が充満した場所でも使用することができる。

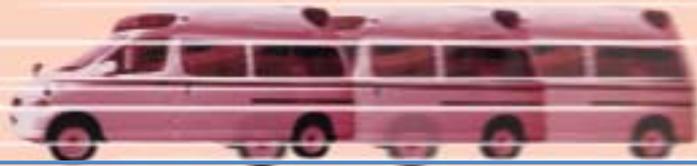
※2 有毒ガス、可燃性ガス等の発生した災害現場における排気や、トンネル・地下街・地下鉄等での火災における排煙・消火を行うもの。

3 平成18年度 of 主な事業

消防庁の平成18年度の主な事業は、以下のとおりです。

(1) 高度消防・救急救助及び国民保護体制の整備

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金(50億円)
- ・特別高度救助隊の資機材に要する経費(3億5百万円)
- ・消防防災施設整備に要する経費(消防防災施設整備費補助金)(34億55百万円)
- ・国民保護に係る安否情報収集・提供システムの開発(97百万円)
- ・全国瞬時警報システムの機能の追加に必要な経費(17百万円)



(2) 消防防災分野における高度情報通信体制の整備・構築

- ・ヘリコプターからの直接衛星通信システムの実証実験に要する経費（46百万円）
- ・夜間におけるヘリコプター活用による被災状況等把握システムの調査研究（24百万円）
- ・IP電話等に対応した119番発信地表示システムの検討（55百万円）
- ・消防救急無線等のデジタル化の推進に要する経費（46百万円）
- ・消防大学校における学生用eラーニングシステムの構築に要する経費（93百万円）

(3) 消防科学技術研究の推進

- ・産学官連携による競争的研究資金制度の充実に要する経費（3億50百万円）
- ・消防防災科学技術研究の総合的な推進に要する経費（3億23百万円）
- ・「やや長周期地震動」に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的設計手法の開発に要する経費（1億47百万円）
- ・新技術・新素材（バイオマス燃料等）の活用等に対応

した安全対策の確保に要する経費（85百万円）

- ・新燃料電池に対応した安全対策に要する経費（17百万円）

(4) 地域防災力の強化・安心安全な地域づくり

- ・消防団、自主防災組織等の連携による活動推進に要する経費（16百万円）
- ・災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力の推進に要する経費（9百万円）
- ・地域安心安全ステーション整備モデル事業に要する経費（37百万円）

(5) 火災予防・危険物対策の推進

- ・法改正に伴う住宅防火対策の推進に要する経費（22百万円）
- ・放火火災防止対策に要する経費（25百万円）
- ・危険物施設の津波・浸水対策の検討に要する経費（26百万円）

(6) 救急・国際協力等の推進

- ・救急需要対策の検討に要する経費（21百万円）
- ・大規模災害発生時の救急体制のあり方の検討に要する経費（14百万円）
- ・大規模災害等に係る国際協力に要する経費（13百万円）

平成18年度消防庁予算(案)について

平成18年度予算額 142億30百万円 (⑰195億29百万円)

(単位：百万円、%)

	⑱予算額(案) a	⑱要求額 b	⑰当初予算 c	比較増減額 a-c	増減率 a-c/c
総 額	14,230	17,440	19,529	△ 5,299	△ 27.1
事業費等	5,655	6,432	6,263	△ 609	△ 9.7
消防補助負担金	8,575	11,008	13,266	△ 4,690	△ 35.4
設 備	5,000	6,500	8,821	△ 3,821	△ 43.3
うち緊急消防援助隊関係	5,000	6,500	5,000	0	0.0
施 設	3,455	4,372	4,372	△ 917	△ 21.0
国庫負担金	120	136	73	47	64.4

※端数処理の関係上、表中の計算が合わないことがある。

【注】「三位一体改革」により一般財源化した補助金 43億21百万円
(うち設備補助金38億21百万円、施設補助金5億円)



武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会の開催

国民保護室・国民保護運用室

1 武力攻撃事態等における安否情報とは？

平成16年の9月に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）により、地方公共団体の長及び総務大臣は武力攻撃事態等や緊急対処事態において、避難住民や負傷者、死者（以下「避難者等」という。）の安否情報を収集、整理し、国民からの照会に対し回答することが初めて法律上明記されました。法律の制定に当たっては、同時に施行したジュネーブ条約第1追加議定書において、行方不明者や死者の情報を赤十字社等を通じて、その「家族」へ提供する責務を国が負ったため、国民保護法において地方公共団体の長及び総務大臣の事務として規定されることとなりました。（自然災害においては、法律上の規定はありませんが、安否情報の収集・回答体制を独自に構築している地方公共団体も少なからずあります。）

国民保護法における安否情報とは、避難者等の氏名、生年月日、住所、性別、居所、負傷の状況などとされ、重要な個人情報であるため、法律においても回答に当たっては、「個人情報の保護に十分留意すること」とされています。

平成17年4月には、個人情報保護法が施行され、国民の個人情報保護に関する関心が高まる中、国民保護法に基づく安否情報についても個人情報保護に「十分留意する」体制とするべく、「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を

開催することとしました。

（検討会の委員は図1参照）

2 検討会の検討事項について

検討会においては、下記のような論点について委員に議論を頂くことにしています。

①安否情報の民間サービスとの役割分担

・災害用伝言ダイヤルなどは「安」情報を収集→行政ニーズは「否」情報を優先して収集するべきか。

②安否情報の提供に関する本人の同意方法

・収集時に同意を取ることでよいか。

③安否情報回答の対象者

・家族、同居者とそれ以外の第3者で回答に差を設けるか。

④死者の安否情報の取扱い

・死者の安否情報の回答に当たって遺族の同意をどう考えるか。

⑤公益上の必要性の判断基準

・政令上、同意無しで回答できる「公益性の必要性」をどう定めるか。

⑥照会者の本人確認方法

・照会者の本人確認の基準及び方法について

⑦関係機関の安否情報の収集の協力

・負傷、死亡者の安否情報を持つ関係機関（病院、警察）の協力について

⑧ボランティアや契約業者等の活用の是非

・ボランティアを安否情報の収集・回答事務にどこまで活用できるか。

⑨安否情報の回答窓口について

・被災地以外の地方公共団体に対し、安否情報の照会回答の協力を求めるか。

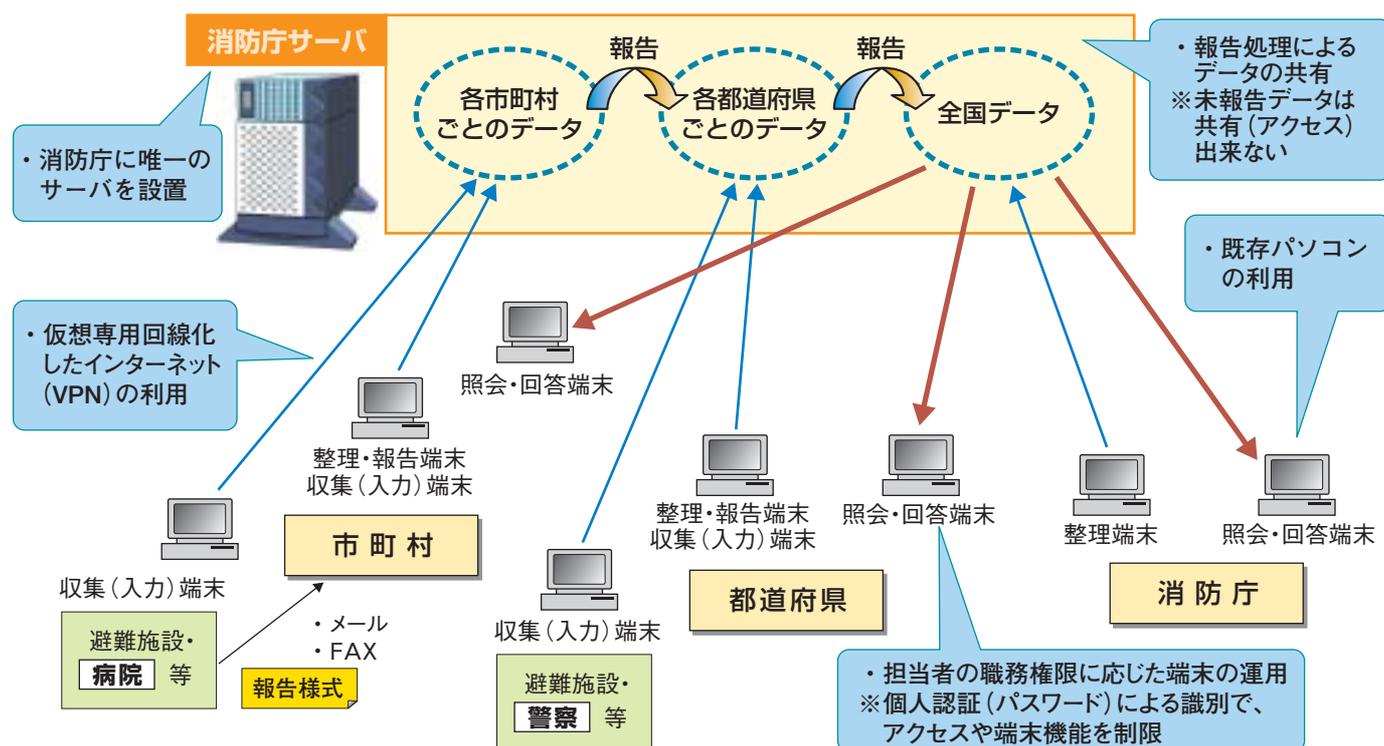
検討会は、平成17年12月7日に第1回、平成18年1月13日に第2回検討会を開催し、議論を深めているところですが、今年度中には報告書を作成し、結論を得たいと考えております。(第1、2回の資料、議事録については、消防庁のホームページ〔<http://www.fdma.go.jp>〕参照。)

また、消防庁では、本検討会の報告書を踏まえ、効率的に安否情報を収集、整理、回答できるようにするため、平成18年度中に安否情報システムを構築し、19年度より運用開始できるよう体制整備に努めていく予定です。(安否情報システムの概要については、図2を参照。)

図1 武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会委員

- 赤澤 公省 (厚生労働省 社会援護局災害救助・救援室長)
 - 飯田 政之 (読売新聞東京本社 論説委員)
 - 飯沼 克栄 (新潟県 県民生活・環境部防災局危機管理防災課長)
 - 五十嵐邦雄 (警察庁 警備局警備企画課長)
 - 梶 秀樹 (慶應義塾大学 総合政策学部 教授)
 - 小嶋 富男 (日本放送協会 気象・災害センター長)
 - 角南 源五 (テレビ朝日報道局長)
 - 東方 幸雄 (東日本電信電話株式会社 災害対策室長)
 - 中川 和之 (時事通信社 編集委員)
 - 中山 伸一 (兵庫県災害医療センター 副センター長)
 - 廣井 脩 (東京大学大学院 情報学環 教授)
 - 藤原 静雄 (筑波大学 法科大学院 教授)
 - 堀部 政男 (中央大学大学院 法務研究科 教授)
 - 南 敏彦 (尼崎市 総務局総務部防災対策課長)
 - 宮地 毅 (内閣官房 (安全保障・危機管理) 内閣参事官)
 - 青木 信之 (消防庁 国民保護・防災部防災課国民保護室長)
 - 大森 丈義 (消防庁 国民保護・防災部防災課国民保護運用室長)
- [オブザーバー]
内閣府政策統括官 (防災担当) 付災害応急対策担当参事官
日本赤十字社国際部企画課長
- 座長：○ (五十音順・敬称略)

図2 安否情報システム (仮称) の構成 (イメージ)



「災害時における地方公共団体と 事業所間の防災協力検討会」報告書 ～事業所の防災協力を促進するための環境整備を提言～

防災課

平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故においては、発災直後から業務を一時停止して、社長をはじめ従業員一同が所有する資機材を活用し被災者の救出救助活動にあたった事業所があるなど、災害時における事業所の防災協力の重要性が改めて認識されました。

災害時における地域防災力の強化は喫緊の課題となっており、消防団や自主防災組織の充実・強化に努めているところですが、今後、大規模地震等をはじめとする自然災害のみならず、今回の列車事故のような大規模事故あるいはテロ事件等への地域の対応力を強化するためには、地域に所在する事業所の防災協力活動が不可欠です。

消防庁では、平成17年8月以降、「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」を開催し、災害発生直後の初動対応において地方公共団体と事業所が連携して迅速・的確に防災対応を行うことができる仕組みづくりについて検討を行ってきました。

このたび取りまとめた報告書では、事業所の防災協力を促進するための方策として、「防災協力メニューの明確化」、「防災協力事業所登録制度の導入」、「防災協力協定の締結」のほか、事業所の防災協力を社会的に評価することにより「防災協力活動に対するインセンティブの付与」を行うこと等を提言しています。

本報告書が、地方公共団体等において、事業所との連携強化を図るにあたり活用されることを期待しています。



J R西日本福知山線列車事故

事業所の防災協力の現状

1. 事業所の防災協力の重要性

事業所の防災協力の重要性を以下のとおり整理しました。

- ① 災害時において、自助、公助とともに、共助の重要性が、阪神・淡路大震災以降、被害軽減、早期復旧には欠かせないものと認識されており、特に地域における、住民、自主防災組織、ボランティア、事業所等が助け合う仕組みの構築が重要である。
- ② 事業所は地域の防災力の担い手として、
 - ・地域に密着し、被災地の近くに所在することから、迅速な初動対応が可能である。
 - ・平時における事業所の活動の中で培った組織力が発揮できる。
 - ・専門的な資機材やスキルを保有し、多様な活動が可能である。といった特徴を持ち、地域の防災力強化のカギを握っている。
- ③ また、大規模災害後の地域経済の早急な復興、ひいては我が国の経済の迅速な回復を図るためには、それぞれの事業所の防災力の充実を図り、事業の継続を可能とするだけでなく、事業所を含めた地域の住民、自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政の連携により、地域の復興が効率的、効果的に行われることが不可欠である。さらに、地域経済の早期復興は、その地域に所在する事業所にとっても大きなメリットをもたらす。

2. 事業所の防災協力の具体例

事業所の防災協力の具体例としてJR西日本福知山線列車事故について検討しました。

平成17年4月に発生した同列車事故では日本スピンデル製造(株)等の周辺事業所が、順次到着する消防・警察と協力し、大破した車両から被災者の救出、被災者の安全な場所までの誘導、被災者の応急手当、被災者の病院への搬送を行いました。

この際、①事業所トップの的確な判断、②事業所としての組織力の活用、③事業所それぞれの事業内容と能力に応じた活動の展開、④行政が対応するまでの迅速な初動対応、が行われ、事業所の防災協力が大きな成果を上げることとなったと分析しています。

表1 周辺事業所による救助活動例
(事業内容及び能力に応じた活動の展開)

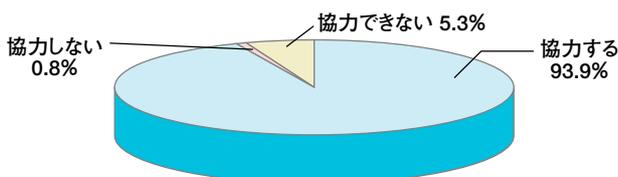
事業所名	活動内容
日本スピンドル製造(株)	消火器・医療品・毛布提供 バール、電動カッターでの救助活動 負傷者の手当て 敷地の提供 車での負傷者の搬送
尼崎市中央卸売市場	乗客の負傷部位の手当て
平尾自動車工業(株)	工具を持ち出し、救助活動
俣木鉄工(株)	負傷者の励まし、救助活動
栄運輸(株)	チェンブロック、ワイヤー、バール等での救助活動 トラックでの負傷者の搬送
(株)水野工業所	バールでの救助活動
(株)トモスク	敷地の提供、救助活動
(株)中島商店	救助活動
大嵩工業(株)	バールでの救助活動
甲南金属工業(株)	救出活動

上記事業所のほか、尼崎市立大成中学校、尼崎文化タクシー(株)、浦島海苔(株)大阪支店、神戸漬物(株)、積水尼崎化工(株)、積水化学工業(株)尼崎工場、セラミック工業(株)、谷製作所、森永製菓(株)塚口工場等が救助活動等に貢献したとして、平成17年7月国土交通大臣から感謝状を贈呈されています。

3. 事業所に対する防災協力意識に関するアンケート調査

① 日本青年会議所会員の約1,900社を対象に実施したアンケート調査によれば、突発的な事故、または、地震・風水害の場合の救出・救助・搬送等の防災活動への協力の意思を9割強の事業所が持っており、地域の一員としての高い意識がうかがえます。

表2 防災協力活動への参加意思



協力する	1,793	93.9%
協力しない	15	0.8%
協力できない	102	5.3%

(総回答数：1910社)

② また、事業所は、災害時や事故発生時の防災協力等やボランティア的な協力に取り組む意義として、「企業の社会的責任」、「地域の構成員としての貢献」を挙げています。

③ さらに、協力可能な防災活動として事業所の回答からは、人的な協力が最も多く期待され、以下、物的な協力、避難場所等の提供、負傷者等の搬送、特殊なスキル・資機材の提供となっており、事業所のそれぞれ得意とする分野での防災協力活動が期待されます。

4. 地方公共団体と事業所間の防災協力

地方公共団体による先進的な取り組みとして、「防災協力事業所登録制度」と「防災協力協定」を取り上げ、それぞれの長所等を検討しました。

① 防災協力事業所登録制度

防災協力事業所登録制度とは、一部の地方公共団体ですでに導入されている制度で、個別の事業所が持つ能力を地域の重要な防災力の一つであると考え、事前に様々な業種の事業所が登録し、災害や事故が発生した場合に、必要に応じ事業所に協力を要請するものです。

防災協力事業所の登録は、手続きが防災協力協定の締結と比べて簡便なことから、小規模な事業所においても登録が容易であり、規模を問わず、事業所の協力が得やすく、行政の対応能力を超える分野での災害対応力の向上が期待されます。

また、同制度は、事業所の協力意思とともに地域における事業所の防災対応力を幅広く把握でき、災害や事故発生時の様々なニーズへの迅速かつきめ細かな対応が可能となります。

参考1 防災協力事業所登録制度の具体例

～松山市(災害時協力企業情報構築事業)の取り組み～

松山市は、有事の際に災害対策本部と連携することで、迅速かつ的確な救援活動につなげていくことを目的として、平成16年度から「災害時協力企業情報構築事業」に取り組んでいます。

「南海地震」等、広域的な災害発生時には、様々な機能が麻痺・寸断され、迅速な救助・救援活動が困難になることが想定されることから、あらかじめ地域ごとに民間支援が行われるよう、災害時に協力可能な企業を募った結果、約5,000社以上の企業の登録があり、そのうち約半数程度の2,436社(平成17年6月3日現在)が松山市のホームページ(<http://www.city.matsuyama.ehime.jp>)に掲載されています。

【災害時協力企業情報構築事業】 災害時、行政だけでは解決できません。



協力企業にもメリットがあります。



(松山市ホームページより)

② 防災協力協定

防災協力協定とは、一般的に、行政と事業所間であらかじめ協定書や覚書を交わし、災害時等における事業所の協力を実効性あるものとするためのもので、事業所や業界団体(例えば、建設業協会、トラック事業協会等)との間で包括的な協定を結ぶという手続きによって、事業所の責任を明確にするものです。

事業所の責任が明確となることにより、地方公共団体は協定を地域防災計画に位置付けるにあたって、防災協力事業所登録制度以上に、事業所の防災協力の実効性を担保することが可能となります。

一例として、避難場所等の提供については、災害時に事業所からの提供が確実に見込めることになり、平時より地域住民への周知が可能になるとともに、より具体的な応急対応のための行動計画の立案が可能となります。

参考 2 防災協力協定の具体例

～塩竈市(民間救急車や輸送車両による負傷者等の搬送に関する防災協定例)～

民間救急車や輸送車両による負傷者の搬送について、タクシー会社、バス会社等との間で締結しています。

塩竈市(以下「甲」という。)と有限会社中央交通(以下「乙」という。)は、災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における住民生活の安定を図るための業務協力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

(業務の種類)

第1条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。

- (1) 民間救急サービス車による患者等搬送業務
- (2) その他協力可能な業務

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

(要請の受諾)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

事業所の防災協力促進のための提言

検討会では、事業所の防災協力を促進するにあたり、地方公共団体及び事業所がそれぞれ以下の取り組みを行い、その環境整備を行うよう提言しています。

① 防災協力メニューの明確化

地方公共団体として地域の特性や想定される災害の規模・被害を考慮した「防災協力」の具体的なメニューを事業所に提示することにより、事業所の防災活動への参加を推進すること

② 防災協力事業所登録制度導入の推進

登録制度の導入を推進するとともに、事業所及び地域住民に対して制度の周知を図ること

③ 防災協力協定締結の促進

広範な業種の事業所と協定を締結することにより多様な応急対応が可能になるため、地方公共団体と事業所間の協定締結を促進するとともに、地域の防災に関する問題意識を共有する関係を構築すること

④ 事業所と地方公共団体等との連携強化

事業所と地方公共団体等との連携強化にあたっては、次のことが特に重要である。

- ・地方公共団体と登録事業所・協定事業所間の情報共有のための連絡会を設置し、担当者同士のみならず、首長と事業所トップとの交流を図ること
- ・防災行政無線のデジタル化やインターネット環境の進展を踏まえた災害時の情報共有システムを整備すること

- ・地域防災計画への記載等により地方公共団体内においても制度の趣旨を徹底させること
- ・ボランティア、自主防災組織、NPO等との連携のためのコーディネーターの育成を進めること
- ・防災協力活動中の事故、営業上の損失に対する災害補償に関する考え方を整理し、十分説明すること

⑤ 効率・効果的な防災協力のための準備

事業所の防災協力活動が成功するためにはその組織力を活かすことが重要であることから、平時より、防災協力のためのグループ編成を行うなどするとともに、地域の防災訓練に参加する等の取り組みを行うこと

⑥ 事業所自らの防災力の向上

大規模災害発生時に事業所の防災協力が迅速に行われるためには、従業員の被害や事業所の施設の被害を最小限に止めることが重要であることから、事業所自体の耐震化、従業員への住宅の耐震化の啓発、資機材の充実、訓練の実施等の防災体制の整備による事業所自らの防災力の向上に取り組むこと

⑦ 防災協力活動に対するインセンティブの付与

事業所が防災協力活動を行うことはその企業が社会的責任を果たすことであると、地域において十分評価される

機運の醸成、企業にとっても有益なSRIファンドの対象を防災分野へ拡大することや防災格付け制度の導入、地域における防災訓練に事業所が参加すること等により平時から防災協力を促進させる仕組みを検討すること

災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会委員 (敬称略)

<学識経験者>

- | | |
|---------------------------|------|
| (座長)・東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授 | 廣井 脩 |
| ・東洋大学 社会学部教授 | 田中 淳 |
| ・関西学院大学 社会学部専任講師 | 森 康俊 |

<事業所関係>

- | | |
|--|-------|
| ・(社)日本経済団体連合会 社会本部 本部長 | 田中 秀明 |
| ・(社)日本青年会議所 副会頭 | 入倉 要 |
| ・日本スピンドル製造(株) 総務部長 | 時田 誠 |
| ・三菱地所(株) 都市計画事業室 参事 | 水口 雅晴 |
| ・ヤマハ発動機(株) 人材開発ユニット
安全健康推進グループ・グループリーダー | 山崎 俊二 |
| ・(株)大栄電機工業代表取締役社長 | 大野 栄一 |
| ・日本政策投資銀行政策企画部課長 | 野田健太郎 |

<国・地方公共団体関係>

- | | |
|------------------|-------|
| ・消防庁国民保護・防災部防災課長 | 金谷 裕弘 |
| ・静岡県防災情報室長 | 岩田 孝仁 |
| ・板橋区板橋福祉事務所長 | 鍵屋 一 |
| ・西宮市消防局長 | 岸本 正 |

「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」報告書概要

○ 地域防災力の強化の必要

- ・大規模地震等の自然災害、大規模な事故、テロの発生の可能性

○ 事業所が持つ潜在的な防災力

- ・地域にあって迅速な行動が可能
- ・組織力
- ・様々な資機材・スキルの保持

○ 事業所の防災協力の実績

- ・平成7年1月 阪神・淡路大震災
- ・平成17年4月 JR西日本福知山線列車事故

○ 事業所の防災協力への高い意識

- ・防災協力への参加意識を持つ事業所が9割強
- ・事業所の特徴を活かした防災協力が可能
- ・様々な資機材・スキルの保持



事業所の防災協力を促進するための環境整備

- ・防災協カメニューの明確化と協力体制の充実
- ・地方公共団体、住民、自主防災組織、NPO及び事業所間の連携を強化するための災害時の情報共有システム
- ・事業所自らの防災力の向上
- ・防災協力活動に対するインセンティブの付与

平成17年(1月～9月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は4万2,872件、前年同期比4,510件の減少

平成17年(1月～9月)における総出火件数は4万2,872件であり、前年と比べると、4,510件の減少(-9.5%)となっています。

これは、おおよそ1日あたり157件、9分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	24,371	56.8%	-991	-3.9%
車両火災	4,884	11.4%	-488	-9.1%
林野火災	1,825	4.3%	-541	-22.9%
船舶火災	92	0.2%	-11	-10.7%
航空機火災	7	0.0%	+1	+16.7%
その他火災	11,693	27.3%	-2,480	-17.5%
総出火件数	42,872	100%	-4,510	-9.5%

2 火災による死者は35人の増加、負傷者は237人の減少

火災による死者は1,558人で、前年同期と比べると

35人の増加(+2.3%)となっています。

火災による負傷者は6,384人であり、前年同期と比べると237人の減少(-3.6%)となっています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は839人で、69人の増加となり、昭和54年以降最多

建物火災における死者は、1,115人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、991人となっています。

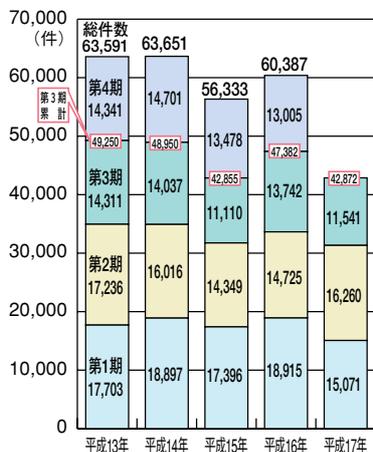
また、放火自殺者等を除くと建物火災における死者は938人であり、このうち住宅火災による死者は839人(69人の増・+9.0%)となっており、データの存在する昭和54年以降最多となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.9%で、出火件数の割合56.3%と比較して非常に高いものとなっています。

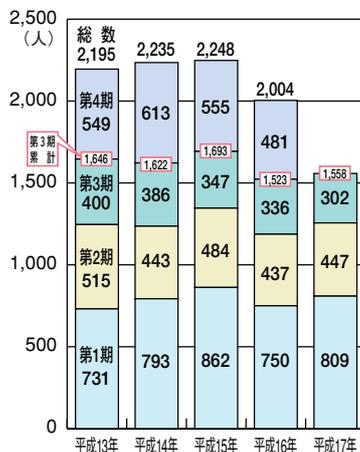
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)839人

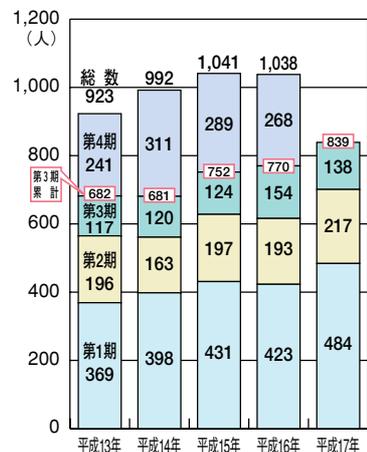
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移
(放火自殺者等を除く) ※注:住宅火災死者数は、死者の発生した建物用途による



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

のうち、471人(56.1%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ528人(57人の増・+12.1%)、着衣着火52人(4人の増・+8.3%)、出火後再進入23人(1人の増・+4.5%)、その他236人(7人の増・+3.1%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

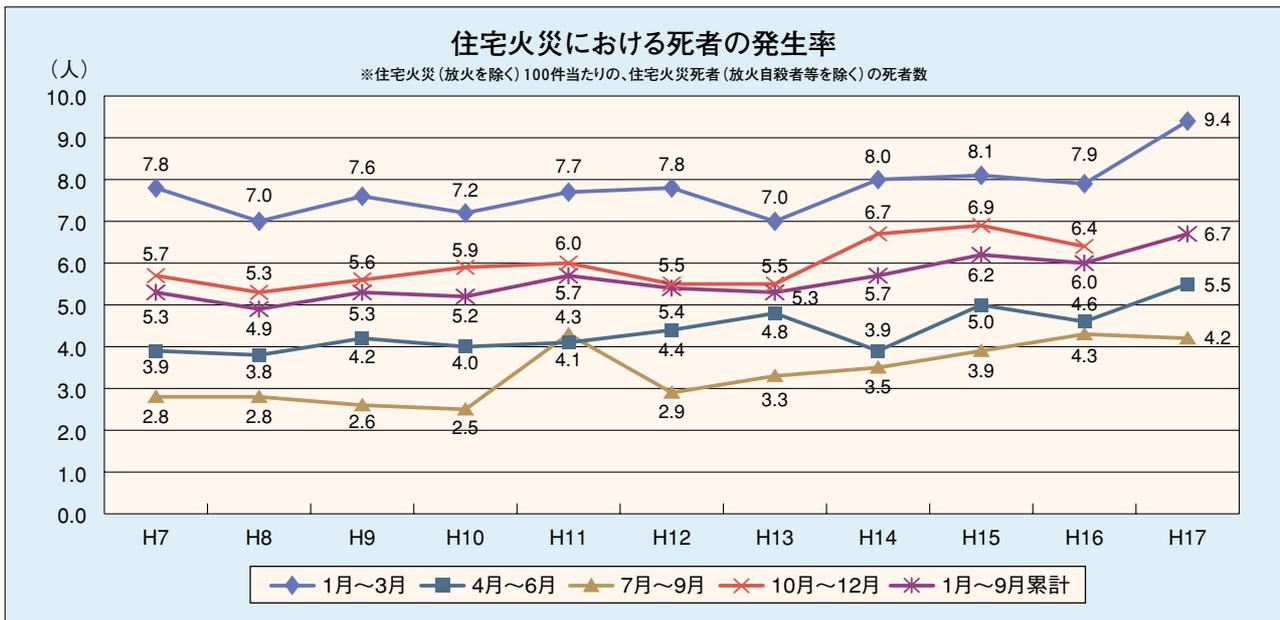
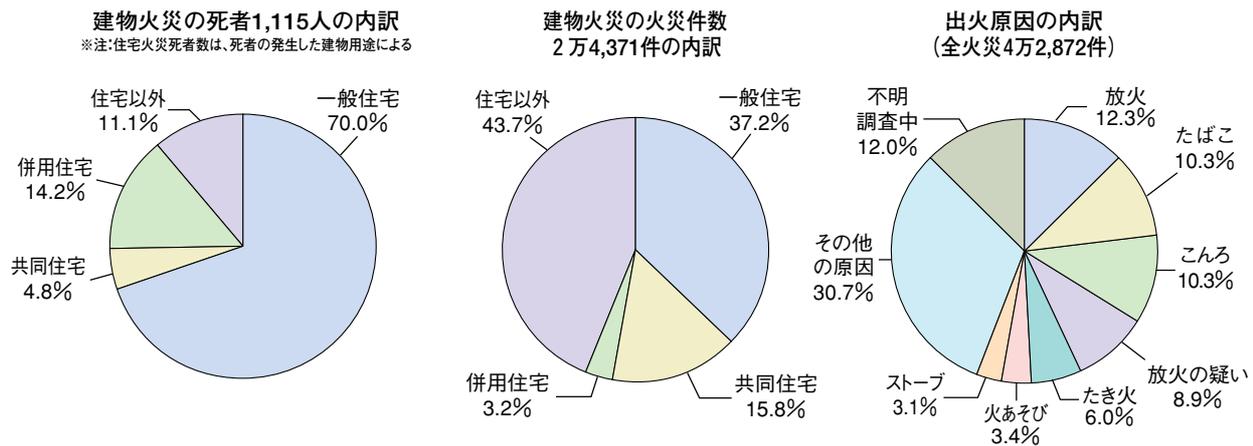
全火災4万2,872件を出火原因別にみると、「放火」5,283件(12.3%)、「たばこ」4,403件(10.3%)、「こんろ」4,395件(10.3%)、「放火の疑い」3,795件(8.9%)、「たき火」2,577件(6.0%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、9,078件(21.2%)となっています。

6 住宅防火対策への取り組み

平成16年中の住宅火災(死者の発生した建物用途)における放火自殺者等を除く死者数は、1,038人(3人の減・-0.3%)で、昭和61年の1,016人以来1,000人を超えた前年(1,041人)に引き続き2年連続で1,000人を超えています。

近年の住宅火災における死者の増加等に鑑み、住宅に住宅用防災機器の設置を義務付ける消防法の改正を行い、新築住宅については、平成18年6月1日から、既存住宅については、市町村条例で定める日(平成20年～平成23年を目途)から住宅用火災警報器等の設置・維持が必要となります。

住宅用火災警報器普及促進用CMの活用、消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等との連携など、広報・普及啓発活動の実施などを行っています。



平成18年春季全国火災予防運動

予防課

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』を統一防火標語に掲げ、3月1日(水)から7日(火)までの7日間、全国的に火災予防運動を実施します。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことです。特に2月から4月にかけては1年のうちでも最も火災が発生しやすい時季であり(グラフ参照)、徹底した防火安全対策の周知が求められます。

今回の運動では、①「住宅防火対策の推進」、②「認知症高齢者グループホーム等高齢者等が入居する防火対象物の防火安全対策の推進」、③「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、④「林野火災予防対

策の推進」、⑤「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の5点を重点目標に掲げて実施します。

また、春季火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」もあわせて実施します。重点目標とその具体的推進内容は次のとおりです。

火災予防運動における重点目標と具体的推進内容

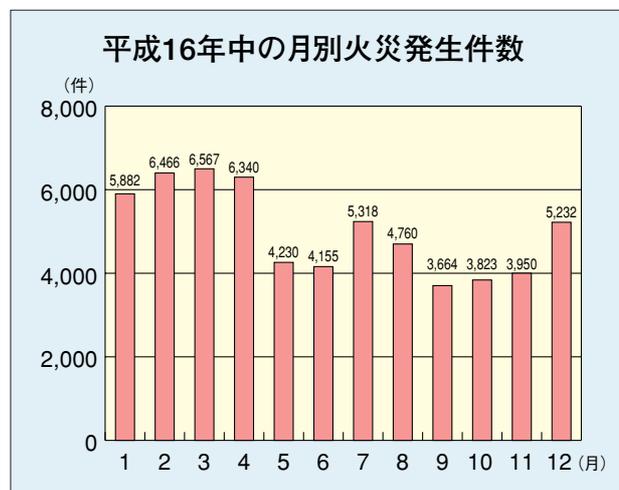
(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については今年6月から、既存住宅については市町村条例で定める日から住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務付けられたことから、具体的な防火対策として、住宅用火災警報器等の設置促進を図るものとします。

また、地域が一体となって関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高



春季全国火災予防運動広報用ポスター



齢者・災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 認知症高齢者グループホーム等高齢者等が

入居する防火対象物の防火安全対策の推進

高齢者等が多数入居する防火対象物における防火安全対策として、火災が発生した際の危険性について関係者に十分周知し、消火、通報、避難の重要性等について啓発するとともに、避難経路における物品存置の禁止についての指導等、法令遵守の徹底を図るものとします。

また、認知症高齢者や要介護度の高い者が多数含まれている等、施設の実態に応じては法令違反が認められない場合であっても、ソファや寝具への防災製品の使用や火災を早期に発見するための自動火災報知設備の設置などについて指導するものとします。

(3) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

放火火災を防止するためには、地域住民一人ひとりがその対策に心がけることに加えて、関係行政機関等を含めた、地域が一体となった継続的な対策を立てることが重要です。「放火火災防止対策戦略プラン」を活用し、目標設定、現状分析、達成状況評価というサイクルで、地域の対応力を向上させるものとします。

また、物品販売店舗等について階段等の可燃物の整理整頓の徹底、避難経路の確実な確保等について指導するものとします。

(4) 林野火災予防対策の推進

林野火災の出火原因としては、たき火、たばこ及び火入れによるものが過半数を占めています。火入れに際しての手続きの徹底、林野周辺住民及び入山者

～住宅防火いのちを守る7つのポイント～

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器等**を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防災製品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

等の防火意識の醸成、火災警報発令中における火の使用制限の徹底等について、重点的に指導を行うものとします。また本項目に関しては、林業関係者とも連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講ずるよう努めるものとします。

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

乾燥時及び強風時には、火災発生危険が大きいこと並びにいったん火災になると大火となる危険性が大きいこと等をテレビ、ラジオ、新聞、広報誌等の各種媒体を通じて、地域住民に周知・理解されるよう効果的な広報活動を展開するものとします。その他、たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行、工事等における火気管理の徹底等について指導するものとします。

なお、平成18年春季全国火災予防運動の実施要綱と実施要綱の取扱いについて定めた通知文が当庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載されていますので参考として下さい。

救助技術専門家をタイ王国へ派遣

参事官

1 救助技術専門家の派遣

消防庁は、平成16年12月26日に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に際して甚大な被害を受けたタイ王国に対する消防防災分野の技術協力の一環として、外務省並びに(独)国際協力機構(JICA)との連携・協力のもと、平成17年11月29日～12月28日の間、同国防災アカデミーへ救助技術専門家4名を派遣しました。

出発に先立ち、消防庁で壮行式を実施し、板倉敏和消防庁長官から派遣専門家に対する訓示が行われました。



板倉敏和消防庁長官から訓示を受ける派遣専門家

タイ王国派遣救助技術専門家

東京消防庁第二消防方面本部消防救助機動部隊

消防司令 佐方 定敏

東京消防庁調布消防署

消防司令補 岩野 篤

東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動部隊

消防司令補 長谷川新一

東京消防庁第八消防方面本部消防救助機動部隊

消防士長 天野 圭二

タイ王国内務省防災局では、津波のみならず近年頻発している洪水や土砂災害等、あらゆる災害に対応可能な救助隊を全国各地に整備し、その機能強化を図るための教育訓練体制の確立を最重要課題としています。



基本結索の指導を受けるタイ防災局スタッフ



高所からの救出訓練・技術指導

首都バンコク郊外の防災アカデミーに到着した4名の専門家は、すでに平成17年9月に消防庁から派遣中の長嶋敏昭専門家（防災局・防災アカデミー能力強化のためのアドバイザー）と合流し、救助訓練指導者として選抜された現地スタッフに対し、講義や実技指導、実災害を想定した訓練を通じて救助技術の移転を行いました。

2 日タイ合同訓練の実施～実災害を想定したデモンストレーションを披露

12月19日からは場所をプーケットに移し、より実践的な訓練指導が行われ、翌日に津波災害から1周年を迎える12月25日には、プーケット島のパドンビーチで日本大使館・タイ内務省をはじめ多くの招待客・観衆が見守るなか、日タイ両国の救助隊員による大規模なデモンストレーションが行われました。



パドンビーチでの水難救助訓練



車両からの救出訓練

津波や洪水を想定した救助訓練では、各隊員がそれぞれの役割を果たして1カ月間に及ぶ訓練成果を十分に発揮し、その模様は広くメディアを通じてタイ全国に報道されました。



津波・洪水災害を想定した建物からの救出訓練



消防庁では、タイ王国の防災および災害対応能力向上のため、内務省防災局および防災アカデミーに対して積極的な支援を展開するとともに、両国間の消防防災分野における技術交流をさらに深めていきたいと考えています。

国際緊急援助隊員に対する外務大臣感謝状授与式

～パキスタン・イスラム共和国で発生した地震災害における国際緊急援助活動～

参事官

平成17年12月16日、外務省講堂において、平成17年1月以降に派遣された国際緊急援助隊参加者に対する外務大臣感謝状授与式が行われました。

消防庁関係者では、平成17年10月8日にパキスタン・イスラム共和国において発生した地震災害に際し、国際緊急援助隊救助チームとして派遣された国際消防救助隊員13名に対して、麻生太郎外務大臣から感謝状が授与されました。

受賞者は次のとおりです。

外務大臣感謝状 受賞者

総務省消防庁国民保護・防災部

参事官補佐 下仲 宏卓

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部

消防司令 吉原 司

船橋市消防局

消防士長 澤田 幸昭

消防士長 湯川 達也

東京消防庁

消防司令長 田島 松一

消防司令 今和泉健一

消防司令補 板倉 丈也

消防司令補 山田 寿

消防士長 阿部 聡

消防副士長 竹内 健

横浜市消防局

消防司令補 吉田 康義

消防士長 本多 隆樹

消防士長 渡辺 史



授与式の模様（外務省講堂）



麻生太郎外務大臣から感謝状を受領する
下仲宏卓国際消防救助隊総括官

消防団啓発ポスター及び消防団入団促進・メールマガジン普及促進パンフレットの作成について

防災課

消防団は、地域社会における消防防災の中核的存在として、地域住民の安心・安全確保のために大きな役割を果たしていますが、近年、社会環境の変化等を受け、地域によっては、消防団員数の減少等の課題に直面しています。

そこで、地域住民による消防団活動への理解と協力を促すとともに、幅広い世代の方や様々な職業の方に対して消防団への参加促進を図ることを目的として、消防団啓発ポスター（以下「ポスター」という。）を作成しました。

また、併せて、地域住民の消防団に対する理解を向上していただくとともに、消防団のメールマガジンを一層普及促進するため、消防団入団促進・メールマガジン普及促進パンフレット（以下「パンフレット」という。）を作成しました。

今回、ポスターとパンフレットを同時期に配布することで、地域住民の消防団への興味・関心を深め、消防団活動への理解と協力を促し、ひいては、住民の消防団

への積極的な加入促進へとつながることを期待しています。

1 概要

- ・ポスター：B2版・4色カラー
B3版・4色カラー
- ・パンフレット：B4版・3つ折、4色カラー

2 ポスターの標語

「自分のまちは、自分で守る。」

3 配布

B2版及びB3版ポスターはそれぞれ25万5,000枚を、また、パンフレットは30万部を各消防団・分団、消防本部、市町村、都道府県、高等学校、大学、短期大学等へ配布しました。

消防団入団促進・メールマガジン普及促進パンフレット（表面）



消防団啓発ポスターB2版



消防団啓発ポスターB3版

平成17年度緊急消防援助隊 九州ブロック合同訓練について

那覇市消防本部

平成17年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練は、平成8年度から毎年九州各県持ち回りで実施されてきましたが、このたび沖縄県で初めて実施されました。

今回の合同訓練については、離島県での開催ということで特に人員や車両の輸送手段について、防災関係機関からの注目が集まりました。

以下、他のブロックにはない参集の方法や、各関係機関との協力・連携部分を中心に主な訓練内容をご紹介します。

1 開催日

平成17年11月22日(火)、23日(水)

2 実施場所

沖縄県うるま市「なかぐすくわんこうしんこうちく中城湾港新港地区」

3 参加消防機関

九州ブロック緊急消防援助隊登録36消防(局)本部、北九州市消防局航空隊、福岡市消防局航空隊、宮崎県防災救急航空隊、鹿児島県防災航空隊、沖縄県内9消防本部(県内応援隊)

4 協力機関

自衛隊(陸・海・空)、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察本部、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県立中部病院、沖縄県中部地区医師会、沖縄県消防団長会、(株)NTTドコモ九州

5 訓練参加部隊数

消防機関

出動隊72隊、人員305名、車両57台、ヘリ4機

協力機関

人員261名、車両21台、航空機3機、ヘリ6機、船舶3隻

6 実施内容

第1日目

被災地初動措置訓練、応援要請等連絡訓練、緊急消防援助隊調整本部運営訓練、県内応援隊参集訓練、緊急消

防援助隊参集訓練、航空隊参集訓練、リハーサル打合せ、消防庁長官激励巡視、野営訓練



海上自衛隊輸送艦「くにさき」にて参集

第2日目

緊急消防援助隊調整本部運営訓練、指揮支援本部運営訓練(指揮及び部隊運用)、偵察情報収集訓練、倒壊家屋からの救出訓練、土砂埋没車両からの救出訓練、危険物タンク火災消火訓練、津波漂流者救出訓練、中高層建物消火・救出訓練、化学物質漏洩事故災害対応訓練、遠距離送水消火訓練、救急救護活動訓練



倒壊家屋からの救出訓練



7 主な訓練項目の具体的内容

(1) 参集訓練

参集訓練の輸送については、陸・海・空の各自衛隊に協力していただきました。まず、海上自衛隊輸送艦による参集訓練ですが、輸送艦「くにさき」により、鹿児島港から那覇新港まで26時間かけて、九州各県の消防車両26台、消防隊員96名が沖縄に参集しました。

次に、陸上自衛隊ヘリCH-47(通称：チヌーク)では、熊本県隊の23名の消防隊員が、熊本空港から那覇空港に4時間かけて参集しました。最後に、航空自衛隊YS-11による参集では、福岡県隊、佐賀県隊の27名が福岡空港から直接那覇空港に2時間程度で到着しています。今回の参集訓練で、災害時における陸・海・空自衛隊による消防車両等の輸送について検証することができました。

(2) 航空隊参集訓練

消防ヘリは北九州市消防局航空隊、福岡市消防局航空隊、宮崎県防災救急航空隊及び鹿児島県防災航空隊の4機が参加しました。各隊、途中種子島空港や奄美空港などで給油を行いながら約4時間から6時間かけて那覇空港に到着しました。

今回の航空隊集結訓練は、九州本土から沖縄県までの空路や時間等の検証となり、今後の参考になると思います。

(3) 緊急消防援助隊調整本部運営訓練

緊急消防援助隊調整本部は、平成16年7月の新潟・福島、福井豪雨災害や10月の新潟県中越地震等の反省を踏まえ、重要視されています。沖縄県庁に設置された調整本部では、他ブロックの調整本部を参考にしながら、災害対策本部の設置から緊急消防援助隊の要請、また、それに伴う緊急消防援助隊調整本部の設置及び運営までの流れを検証し、準備段階から調整本部の運営に係る項目をチェックリストを活用して確認し、さらに必要な資機材について検討しました。

(4) 偵察情報収集訓練

消防機関に加え航空自衛隊南西航空混成団所属のF-4ファントムや海上自衛隊第5航空群所属のP-3Cが



中高層建物消火・救出訓練

上空から津波情報の収集及び津波・地震等による被災地の被害状況調査等情報収集を行い、調整本部への無線により伝達する訓練を実施しました。

(5) 津波漂流者救出訓練

津波が発生し、海岸付近の住民が家屋とともに海に流され助けを求めている人がいるという訓練想定で、実施されました。訓練には、沖縄県内消防本部の水難救助隊や宮崎県防災救急航空隊をはじめ海上自衛隊、航空自衛隊、第十一管区海上保安本部など関係機関のヘリも参加し、吊り上げ救助訓練等を実施しました。

(6) 化学物質漏洩事故災害対応訓練

化学工場の化学物質の漏洩により数名の負傷者が発生したとの想定で、熊本県隊、沖縄県隊及び沖縄県警察本部等も協力して訓練が実施されました。

この訓練については、県外消防隊、県内消防隊及び沖縄県警察本部が合同で訓練を実施する初の試みでしたが、円滑に訓練を実施することができました。



化学物質漏洩事故災害対応訓練

8 まとめ

今回の訓練は、本土から遠距離にある離島県で実施されたことから様々な検証ができました。まず、緊急消防援助隊到着までに日数を要することから、到着までの間に、地元(被災地)がいかにして関係機関と協力体制を組み立てるか、また、県内応援隊をいかに効率的に運用したらよいか検証できました。また、被災地で活動できる県内消防の車両等についても、大災害時に活動できる消防車両が少ないことから車両の整備を計画的に実施していく必要があることを認識しました。特に緊急消防援助隊の輸送手段につきましては、陸路での移動ができないことから、大災害で主要な港及び空港が使用不能になった場合に、米軍基地の使用は可能か、どのような方法で輸送できるかなど、今後検討すべき課題は残ったものの、今回の訓練は非常に意義のあるものとなりました。

訓練にあたり、御支援、御協力いただきました陸・海・空自衛隊をはじめ、九州各県参加各消防機関及び総務省消防庁、関係機関の皆様深く感謝申し上げます。



徳島県 徳島市消防局
消防局長 二木 康弘

地域の安心・安全を目指して

徳島市は、県の東部に位置し、市の北部を流れる「四国三郎吉野川」の沖積平野に発達した都市で、東部は紀伊水道に臨み、南部は山紫水明の景観を望む自然豊かな都市であります。毎年8月12日～15日の4日間は「阿波おどり」が開幕し、市民はもとより、観光客も一緒になって「踊る阿呆」「見る阿呆」になりきって、街中がぞめきのリズム一色に包まれます。また、平成10年には、市民の夢であった明石海峡大橋が開通して、徳島・阪神間は約2時間で結ばれ、四国の新たな玄関口となっています。



阿波おどり

徳島市では、平成22年度を最終年度とする第3次徳島市総合計画を策定して、その中で災害防止対策の推進を図ってきましたが、平成15年に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、また、平成16年に来襲した台風第23号では、死者が出るなど過去にも経験したことのないような多大な被害が出たため、市民の防災に対する意識は現在高まる傾向を見せています。

徳島市消防局は、昭和23年に自治体消防として発足し、現在は1本部(3課2室)2署、2分署、2出張所で組織され、消防職員248名と消防団員674名で、約26万人の市民の安心・安全を守っています。

消防団員増員計画

徳島市消防団は団員確保の困難性が全国的に懸念され

ている中、地域防災力の向上を目指して、団長を中心に平成16年6月からの3年間で定員の2割増に取り組み、現在も目標達成に向けて、消防団活動のPR作戦を展開中で、地道な勧誘を継続して順調に団員を確保しています。その功績が讃えられ、平成17年には、消防庁長官表彰が授与されました。



水が生きているまち徳島

最近地球温暖化の影響から自然災害の激甚化が顕著に現れ、地震・風水害で地域が孤立した場合、非常備消防に課せられる災害活動も多種多様化しており、常備消防と非常備消防の緊密な連携が必要となっているため、そういう意味からも消防団員増員計画は、地域防災力を向上させるうえでも重要な施策であったと考えています。

終わりに

消防機関が置かれる現状は、広域再編、消防救急無線のデジタル化、メディカルコントロール体制の確立等、推進すべき施策は枚挙にいとまがありません。しかしながら、本市においても、多くの地方都市と同じように厳しい財政状況のなかで、行財政の健全化に取り組みながら、重要な施策を推進していかなければならないという現実があります。

職員・団員が一丸となって意識改革を進め、知恵を絞りあって汗を流し、市民一人ひとりの安心・安全を守るべく努力してまいります。

鉄道事故対応合同訓練を実施

大和市消防本部

大和市消防本部は17年11月22日、鉄道事故を想定した対応訓練を鉄道事業者、警察署と合同で実施しました。訓練は、「通勤電車と大型トラックが踏切内で衝突し、乗客多数とトラックの運転手が負傷した」との想定で、消防隊員と警察署機動隊員が協力しながら、負傷者を車輌外へ救出しトリアージを行った後、警察署員が設置した救護所(エアートtent)内に搬送して応急手当を行いました。当日は、多数の負傷者が発生した事故に対して、関係機関が迅速で的確な対応ができるように実施しました。



事故車両から負傷者を救出

防災紙芝居大会を開催

小松市消防本部

小松市消防本部(小松市民防災センター)は17年12月19日~22日、防災紙芝居大会を開催しました。これは、21世紀前半に発生が想定される災難を生き抜く主役となる中・高校生の防災意識と地域の防災力の向上を図ることを目的として、17年6月に市内の中・高校生を対象に紙芝居作成を呼びかけたところ、中学生4校、高等学校3校から計9グループ(64名)の参加がありました。夏休みに学習した防災知識を、半年かけて幼児向けの紙芝居として作成し、市内8箇所の保育所(園)で発表しました。



手作りの紙芝居を上演する様子

消防通信 望楼 ぼうろう

山間部での発災対応型訓練を実施

松山市消防局

松山市消防局東消防署は17年12月4日、管内の山間部集落において防災ヘリコプターと自主防災組織が連携した愛媛県内初となる発災対応型訓練を実施しました。

訓練は16年10月の新潟県中越地震で孤立した山古志村の災害を教訓に「震度5強の地震により、がけ崩れ等が発生し主要道路が寸断され、家屋が倒壊。1名が下敷きとなり、火災も発生した。」という想定で、当日は、地域住民ら50名が参加し、救出救護活動や防災ヘリコプターと協力してけが人を病院へ搬送する訓練を実施しました。



けが人を防災ヘリ到着場所まで搬送中

救急車適正利用を呼びかけるポスターを作成

田川地区消防本部

田川地区消防本部は、救急車の適正利用を呼びかけるポスター(B2版)を作成しました。ポスターには長谷川慎一救急救命士が描いたイラストと、若手職員によるオリジナルコピー「その救急車、本当に必要ですか」が入っています。同本部は、平成16年の救急出動率が福岡県下第1位の住民19人に1人で、全国統計が27人に1人であることから利用率がいかに高いかがわかります。そこで、ポスターを不特定多数の方が利用する場所(約千箇所)に掲示し、救急の適正利用を呼びかけています。



ポスターとイラストを担当した長谷川慎一救急救命士

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校だより

NBC災害対策教育について

万一、N(放射線)、B(生物)、C(化学)災害が発生すると、その原因が事故であれテロであれ、社会に極めて重大な被害を及ぼします。全国的に高いレベルの対応能力が求められるところであり、消防大学校では平成16年度から、緊急消防援助隊のNBC災害対応部隊の隊員と消防学校の担当教官を対象に、NBC災害対策の教育コース(NBC対策コース)を実施しています。

教育期間は2週間ですが、このうち第1週は、NBC災害について各分野の専門家から集中的に知識を得る時期で、消防・警察・自衛隊のそれぞれの対応を理解するとともに、救助、救急、除染等の活動要領を学習します。第2週は実技訓練を通じて、前週学んだ知識を実践レベルで定着させることとしており、NBC資機材の装備から現場での取扱いまでをしっかりと身に付けるとともに、大規模なNBC災害を想定した図上訓練を通じて、イ

メージトレーニングと討議を行います。

全国のNBC災害対応部隊からすると、隊員にこうした教育訓練を受けさせることは、部隊のレベル確保に加えて、特殊な災害に備えるモチベーション維持の観点からも貴重な機会となっています。修了者の満足度は高く、「机上の理解にとどまっていたが、実技訓練を通し体得できた」「専門家や先進消防本部から知識が得られた。所属でしっかり伝達したい」「活動の具体的な要領がわかった」などの声が寄せられました。

一方、消防学校教官の参加も増えており、各地で、NBC災害対策教育を消防職員に対する特殊災害教育の大きな柱として位置付ける機運が見られます。

この教育の全国的な普及により、NBC災害対策がもはや目新しいものではなくなることを願っています。



「東京ドーム内でサリン散布」という想定を図上訓練実施中



陽圧式化学防護服を着装し、検知器で測定活動を行う学生たち

幹部研修科第40期・火災調査科第10期成績優秀者

幹部研修科第40期(平成17年10月20日から12月16日)では、緊急消防援助隊に関する実務研究を充実したほか、学生が消防庁に出向き、消防庁幹部の講義を受講するという一日消防庁研修を実施するなど、来年度からの新しい幹部科に向けた取り組みを行いました。成績優秀者は、函館市消防本部(北海道)・川村 誠、さいたま市消防局(埼玉県)・野原正行、東京消防庁(東京都)・富岡豊彦、横浜市消防局(神奈川県)・小林栄次、高岡市消防本部(富山県)・寺口克己、小牧市消防本部(愛知県)・稲山

昌敏、長崎市消防局(長崎県)・光武正寛の各氏です。

火災調査科第10期(同年10月26日から12月13日)では、模擬家屋を従来の2棟から4棟に充実させて現場調査実習を行いました。成績優秀者は、札幌市消防局(北海道)・千田誠二、福島市消防本部(福島県)・七島真司、東京消防庁(東京都)・江口秀夫、浜松市消防本部(静岡県)・足立 忍、飯塚地区消防本部(福岡県)・小野山朋彦の各氏です。

少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

防災課

少年消防クラブは、おおむね10歳から15歳までの少年少女が活動している自主防災組織です。この年代から火災・災害を予防する方法や知識を身近な生活の中に見出すことを目的とし、地域や家庭における防火・防災のために各地域で組織づくりが進められています。平成17年5月1日現在、日本全国で5,632団体が結成され、約43万人が活発に活動しています。

活動を通じて、防火・防災について学習し、話し合い、これらについての正しい知識と技能を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につけ、健全な地域防災の担い手となるよう努力しています。

クラブの活動内容は、地域によって多少異なりますが、次のようなものです。

① 校内点検の実施

校内に設置してある消火器や設備並びに避難器具等の位置の確認や外観点検を行い、その結果を校内放送で発表し、全校にその取扱いについての注意を呼びかけます。

② 講習会・防災訓練等への参加

講習会や防災訓練、救急教室などに参加し、地震等による自然災害が発生するしくみ、消火器等を使用した初期消火の方法、ロープワーク、三角巾を利用した応急手当の方法などを体験学習しています。

③ 防災キャンプ

夏休みなどを利用して、小学校の体育館などに宿泊

りし、炊き出し訓練、プール等での着衣泳法、ダンボール等を使用した避難所生活体験などを行っています。

④ 研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録や防火ポスター、防火新聞、防火チラシ等を校内に展示し、あるいは各家庭に配付するなどして火災予防や防火思想の普及に努めています。

⑤ 防火パトロールの実施

消防職団員とともに、地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるため、火災予防運動実施期間や年末を中心に夜間防火パトロールを行っています。

消防庁では、毎年3月下旬に、「自分で守ろう、みんなで守ろう」を合い言葉に「少年少女消防クラブフレンドシップ」を開催し、優良な少年消防クラブに対して表彰を行うとともに、表彰式後のアトラクションでは、全国から多くのクラブ員が参加し、交流を深めています。

また、小・中学生向けの防災啓発として、「BFCわたしの防災サバイバル手帳」を消防庁のホームページ上で公開しています。

(URL:http://www.fdma.go.jp/html/life/survival/hyo1-4_01.html)

これらの施策と活動を通じた年少期の体験的防災教育がしっかりと身につく、大人になった後も大いに役立ち、地域防災力の中心的推進者として社会貢献が期待できます。



防火パレード(防火パトロール)
(写真提供: 館・柳橋地区少年消防クラブ)



起震車による防災訓練
(写真提供: 入間市消防少年団)

「消防防災科学技術研究推進制度」における 平成18年度研究開発課題の募集

予防課

消防庁では、平成18年度における消防防災科学技術研究推進制度に係る研究開発課題の募集を以下のとおり行うこととしましたのでお知らせします。

1. 制度の概要

本制度は、消防防災が直面する課題を解決するため、産学官各方面で埋もれている技術を発掘・育成し、その成果を社会・経済へ還元することを目的として平成15年度に始まりました。有用な研究開発を行う民間企業、大学等に対して研究費等を配分し、①消火・救急・救助活動に関する科学技術の高度化、②災害対応策への情報化の促進、③環境保全の促進など、総合的に消防防災科学技術を向上させることを目指しています。これまでに、上限400万円までの区分で13件、上限2,000万円までの区分で26件、計39件の課題が採択されています。(研究期間は1年、2年又は3年)

2. 今回募集対象となる課題

平成17年度までは「消防防災分野全般」という1つのカテゴリーしかありませんでしたが、平成18年度においては後述する「テーマ設定型」のカテゴリーを新たに設け、優先的に採択することとしています。これは、平成18年度から始まる第3期科学技術基本計画（現在「総合科学技術会議」で検討中）の中で「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」を選択し集中的に投資を行っていくこととされ、中でも「安全・安心」については戦略重点科学技術の1つに位置付けられるため、消防防災の分野においてもより直接的に国民に成果を還元できる「消火活動・救助活動・消防装備」の分野を選択し投資を集中することとしたものです。

【テーマ設定型】

①従来より長時間(約1時間)連続使用可能で、重量は現在と同程度(約3キロ)の呼吸器具の開発

- ②機械としての性能は維持しつつ、劇的に軽量化(約半分の重量)を図った救助資機材の開発
- ③消防隊員が安全に活動できるために、一定量の放射線(例えば50ミリシーベルト)を浴びた場合にそれが判断できる(変色、発光等)防護服等の開発
- ④従来の泡消火薬剤に比べ劇的に(約1時間)形状安定性を有する消火又は延焼拡大防止の薬剤等の開発
- ⑤従来と同程度の大きさで性能が大幅に改善された(切断速度が約2倍)高速切断器具の開発
- ⑥可燃性蒸気が存在する雰囲気下で使用可能な高速切断器具(大きさ、性能は従来程度)の開発
- ⑦従来と同程度の大きさで性能が大幅に改善された(出力が約2倍)ジャッキ(類する器具を含む)の開発
- ⑧従来と同程度の大きさで性能が大幅に改善された(出力が約2倍)スプレッター(類する器具を含む)の開発
- ⑨震災時等に建築物等の倒壊現場のガレキ下(地下約5メートル)に埋まった生存者の有無及びその位置を迅速に特定するための手法の開発

【消防防災全般】

消防防災分野のうち上述したテーマ以外の研究課題

3. 募集期間

平成18年1月4日(水)～平成18年2月28日(火)

4. 問合せ先

独立行政法人消防研究所 研究推進制度公募係

電話：0422-44-8331(代表)

FAX：0422-42-7719

5. 公募要領

公募要領は以下のURLからダウンロードして下さい。

http://www.fdma.go.jp/html/seido/171220_boshu.html

12月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第360号	平成17年12月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	構造改革特別区域法に係る劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用について
消防予第365号	平成17年12月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防力の整備指針第34条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」に基づく指定について
消防予第369号	平成17年12月5日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	避難・消火困難な物品販売店舗における実態調査の結果及び防火安全対策の推進について
消防予第371号	平成17年12月6日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「第52回文化財防火デー」の実施について（通知）
消防情第292号	平成17年12月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築指数について
消防予第396号	平成17年12月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防防災科学技術研究推進制度の積極的な活用について
消防予第401号	平成17年12月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	温風暖房機の事故に係る注意喚起について
消防予第411号 消防危第312号	平成17年12月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	特定非営利活動法人消防環境ネットワーク設立に伴うハロンバンク推進協議会の業務の移行について
消防災第323号	平成17年12月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力の促進について
消防災第324号	平成17年12月27日	関係道府県知事	消防庁長官	雪害対策の強化について（通知）

広報テーマ

2 月		3 月	
①春季全国火災予防運動	予防課	①地域に密着した消防団活動の推進	防災課
②住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課	②天ぷら油による火災の防止	予防課
③e-カレッジによる防災・危機管理教育 のお知らせ	防災課	③少年消防クラブ活動への理解と参加の 呼びかけ	防災課
④全国山火事予防運動	特殊災害室	④行楽期における火災の被害防止	予防課
⑤ふるさとを災害から守るための消防団 活動への参加の呼びかけ	防災課		

〔お詫びと訂正〕

本誌平成18年1月号(No.418)で30ページ広報資料「ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ」の記事中の写真説明文(写真提供を含む)の左右が逆になっておりました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに訂正致します。

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社